

目次

第1篇 標準旅行業約款

- Introduction 1 : はじめに
- Introduction 2 : 標準旅行業約款について
- No. 1 : (募集型企画旅行契約の部) 総則
- No. 2 : (//) 契約の申込みと成立
- No. 3 : (//) 契約成立後 - 契約書面、確定書面、旅行代金 -
- No. 4 : (//) 契約の変更
- No. 5-1 : (//) 契約の解除 - 旅行者からの解除 -
- No. 5-2 : (//) 契約の解除 - 旅行業者からの解除 -
- No. 6 : (//) 旅行代金の払戻し
- No. 7 : (//) 団体・グループ契約
- No. 8 : (//) 旅程管理
- No. 9-1 : (//) 旅行業者の責任① - 損害賠償責任 -
- No. 9-2 : (//) 旅行業者の責任② - 特別補償責任 -
- No. 9-3 : (//) 旅行業者の責任③ - 旅程保証責任 -
- No. 10-1 : (受注型企画旅行契約の部) 定義～旅行代金の支払い
- No. 10-2 : (//) 契約の変更～旅行代金の払戻し
- No. 10-3 : (//) 団体・グループ契約～責任
- No. 11-1 : (別紙特別補償規程) - 補償金の支払い -
- No. 11-2 : (//) - 補償金が支払われない場合 -
- No. 11-3 : (//) - 補償金等の種類及び相互の関係 -
- No. 11-4 : (//) - 携帯品損害補償 -
- No. 11-5 : (//) - その他の問題 -
- No. 12-1 : (手配旅行契約) 定義～契約書面の交付
- No. 12-2 : (//) 契約の変更～責任
- No. 13 : 旅行相談契約
- No. 14 : 渡航手続代行契約

第2篇 モデル宿泊約款

- No. 1 : 適用範囲～契約成立
- No. 2 : 契約の解除
- No. 3 : 宿泊の登録～責任

第3篇 貸切バス約款

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> No. 1 : 総則～乗車券の取扱い No. 2 : 運賃及び料金 No. 3 : 特殊な取扱い No. 4 : 責任及びバス会社と旅行業者の関係 |
|--|

本資料に掲載

第4篇 フェリー標準運送約款

- No. 1 : 適用範囲～運航の中止
- No. 2 : 運賃・料金～不正乗船等
- No. 3 : 払戻し～賠償責任

第5篇 国内航空運送約款

- No. 1 : 総則～紙片の航空券の紛失
- No. 2 : 旅客運送
- No. 3 : 手荷物運送
- No. 4 : 責任

貸切バス約款について

貸切バス事業を営むには、法令試験や書類審査により許可を得て、その後運賃・料金の届け出を経て運送約款の認可を受けなければなりません。この約款は自社で作成してもよいのですが、国土交通省が公示した「一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款^{*1}」を利用するときは認可を受けたものとみなされます。

^{*1} テキストのタイトルは「貸切バス約款」と表記していますが、これが正式名称です。

そのため多くのバス会社がこの約款を利用しています。旅行業の「標準旅行業約款」と同様です。旅行業務取扱管理者試験では、国内・総合ともに、この約款の条文に関する知識が出題されています。出題箇所は他の運送約款と同様に同じ内容が繰り返されているため、重要な条文の記載内容を覚えましょう。

No. 1 : 貸切バス約款①（総則から乗車券の取扱いまで）

1. 適用範囲

<参照条文> 第1条（適用範囲）

1. バス会社の経営する一般貸切旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、**法令の定めるところ又は一般の慣習**によります。
2. バス会社がこの運送約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの運送約款の一部条項について**特約**に応じたときは、その特約によります。

標準旅行業約款と同様の規定です。

2. 係員の指示

- ① 旅客は、バス会社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の**指示に従わなければなりません**。
- ② バス会社は、前項の指示を行うため必要があるときは、各車両ごとに当該車両に乗車する旅客の**代表者の選任**を求めることがあります。

3. 運送の申込み

- ① バス会社に旅客の運送を申し込む者は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

- (1) 申込者の氏名又は名称及び住所又は連絡先
- (2) バス会社と運送契約を結ぶ者（「**契約責任者**」という。）の氏名又は名称及び住所
- (3) 旅客の団体の名称
- (4) 乗車申込人員
- (5) 乗車定員別又は車種別の車両数
- (6) 配車の日時及び場所
- (7) 旅行の日程（出発時刻、到着予定時刻、目的地、主たる経過地、宿泊又は待機を要する場合はその旨その他車両の運行に関連するもの）
- (8) 運賃の支払方法
- (9) 運賃の割引の適用を受けるときは、その旨（運送申込書に所定の証明書を添付します。）
- (10) 特約事項があるときは、その内容

- ② バス会社が**電磁的方法**（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつてバス会社が定めるもの。）による運送の申込み方法を定めているときは、運送申込書の提出に代えて、記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができます。この場合において、申込者は、運送申込書を**提出したものとみなします**。 バス会社のホームページにある「申込フォーム」を使用する場合などです。

4. 運送契約の成立

- ① バス会社は、運送を申し込む者から運送申込書の提出があつた場合、運送を引き受けることとするときは、契約責任者に対し、**運賃及び料金の支払いを求めます**。
- ② バス会社は、所定の運賃及び料金の**20%以上の支払い**があつたときには、運送申込書記載事項並びに運賃及び料金に関する事項を記載した所定の**乗車券を発行**し、これを契約責任者に**交付**します。
 （バス会社が運賃及び料金の支払時期について、特別の定めをしたときは、バス会社が運送を引き受けることとしたときに乗車券を発行し、これを契約責任者に交付します。） どちらの場合も乗車券を交付します。
- ③ 運送契約は、乗車券を契約責任者に**交付したときに成立**します。 ①～③が最も出題される事項です。

5. 運送の引受け及び継続の拒絶

- ① バス会社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。

- | |
|---|
| <p>(1) 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき</p> <p>(2) 運送に適する設備がないとき</p> <p>(3) 運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき</p> <p>(4) 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき</p> <p>(5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき</p> <p>(6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき</p> <p>(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された刃物その他の物品を携帯しているとき</p> <p>(8) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき <small>ここは試験に出たことがあります。</small></p> <p>(9) 旅客が監護者に伴われていない小児であるとき</p> <p>(10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき</p> <p>(11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき</p> |
|---|

6. 運送契約の内容の変更等

a. 契約責任者からの変更

- ① 運送契約の成立後において、契約責任者が運送申込書の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ**書面**によりバス会社の承諾を求めなければなりません。ただし、**緊急の場合**及びバス会社の認める場合は、書面の提出を**要しません**。
- ② バス会社は、①の場合において、変更しようとする事項が**当初と著しく相違**する場合その他運行上の**支障がある場合**には、その変更を承諾しないことがあります。
- ③ バス会社が**電磁的方法**による運送契約の内容の変更方法を定めているときは、①の書面の提出に代えて、バス会社の承諾を電磁的方法により求めることができます。この場合において、契約責任者は、書面の提出による承諾を求めたものとみなします。

b. バス会社からの変更、解除

- ① バス会社は、車両の故障その他**緊急やむを得ない事由**により、契約された運送を行い得ない場合は、運送契約を**解除**し、又は契約責任者の承諾を得て、運送契約の**内容を変更**することがあります。
- ② バス会社は、a. ①又はb. ①の規定により、運送契約の内容に変更があった場合において、契約責任者に交付した乗車券の記載事項に変更を生じたときは、乗車券の記載事項を訂正し、又は乗車券の書換えを行います。

7. 乗車券の取扱い**a. 所持**

- ① 旅客は、乗車券を所持しなければ、乗車できません。
- ② 運賃の割引を受ける旅客は、割引条件に該当する者であることを証明する書類を所持しなければならず、バス会社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これに応じなければなりません。

b. 乗車券の再発行

バス会社は、乗車券を契約責任者若しくは旅客が**紛失**した場合又は契約責任者に交付した乗車券が災害その他の事故により**滅失**した場合には、契約責任者の請求により、**配車の日の前日**において**乗車券の再発行**に応じます。この場合においては、乗車券の券面に紛失又は滅失による再発行である旨を明示します。

[Check Test No.1]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) バス会社に貸切バスによる運送を申し込む者は、申込者の氏名、団体の名称、乗車申込人員などの事項を記載した運送申込書を提出しなければならない。()
- (2) バス会社は運送申込書の提出があったときは契約責任者に運賃及び料金の支払いを求め、所定の運賃及び料金の10%以上の支払いがあったときは所定の乗車券を発行し、契約責任者に交付する。()
- (3) 運送契約は、乗車券を契約責任者に交付したときに成立する。()
- (4) バス会社は旅客が「旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき」は運送の引き受け又は継続を拒否し、または制限することがある。()
- (5) 運送契約の成立後、契約責任者が申込書の記載事項を変更するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ書面によりバス会社の承諾を得なければならない。()
- (6) バス会社は、旅客が乗車券を紛失した場合、契約責任者の請求により配車日の前日において乗車券の再発行に応じる。()

No. 2 : 貸切バス約款② (運賃及び料金)

1. 届出

バス会社が収受する運賃及び料金は、**乗車時**において**地方運輸局長**に届け出て実施しているものによります。
赤い字の2か所がチェックポイントです。

2. 運賃の割引及び割増し

① バス会社は、次のいずれかに該当する者に対して地方運輸局長に届け出たところにより運賃を割り引きます。

- (1) **学校教育法**第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)に通学又は通園する者の団体で、当該学校の責任者が引率し、かつ、当該学校の長が発行する証明書を提出したもの
- (2) **児童福祉法**第7条に規定する施設、**身体障害者福祉法**第5条に規定する施設に收容されている者の団体で、施設の責任者が引率し、かつ、施設の長の発行する証明書を提出したもの など

② バス会社は、①の規定により割引をする場合を除き、地方運輸局長に届け出たところより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して、運賃を割り引きます。

③ バス会社は、地方運輸局長に届け出たところにより、**特別な設備を施した車両**を使用する場合等には、運賃の**割り増し**をします。

3. 運賃及び料金の支払時期

① バス会社は、契約責任者に対し、運送申込書を提出するときに所定の運賃及び料金**20%以上**を、配車の日の**前日までに**所定の運賃及び料金の**残額**をそれぞれ支払うよう求めます。

② バス会社は、次の各号に掲げる者との間で運賃及び料金の支払時期について特別の定めをすることがあります。

- (1) 官公署
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校
- (3) 児童福祉法第7条に規定する施設、身体障害者福祉法第5条に規定する施設 など
- (4) バス会社と**常時取引のある者**

4. 運送に関連する経費

ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等の**運送に関連する費用**は、**契約責任者の負担**とします。これらは**運賃・料金に含まれない**ということです。

[Check Test No.2]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) バス会社が収受する運賃及び料金は、運送契約締結時において地方運輸局長に届け出て実施しているものである。()
- (2) バス会社は、学校教育法や児童福祉法などに規定された施設に在籍する者の団体には運賃の割引をする。()
- (3) 契約責任者は運送申込時に、所定の運賃及び料金の20%以上を支払い、配車日の前日までに残額を支払う。()
- (4) 有料道路利用料や駐車料は、運賃及び料金に含まれているので、バス会社は追加徴収はしない。()

No.3 : 貸切バス約款③ (特殊な取扱い)

1. 違約料

- ① バス会社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、次の区分により違約料を申し受けます。①と②は国内実務の「運賃・料金」で頻出事項です。

| | |
|----------------------------------|------------------------------|
| ・ 配車日の 14日前 から8日前まで | 所定の運賃及び料金の 20% に相当する額 |
| ・ 配車日の 7日前 から配車日時の24時間前まで | 所定の運賃及び料金の 30% に相当する額 |
| ・ 配車日時の 24時間前 以降 | 所定の運賃及び料金の 50% に相当する額 |

- ② バス会社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の**20%以上**の数の**車両の減少**を伴う運送契約の内容の変更をするときは、減少した配車車両につき、①の例により算出した額の違約料を申し受けます。①と②は収受した「運賃・料金」があれば、そこから充当します。

- 【例】 ・ 1台6万円で、8台予約していたが、配車日の1日前に**1台**キャンセルした場合
→ 8台中の1台は、12.5%の減少であり、違約料は不要。
・ 1台6万円で、8台予約していたが、配車日の5日前に**2台**キャンセルした場合
→ 8台中の2台は、25%の減少であり、違約料が必要。5日前の違約料は30%。
よって、6万円×30%×2台=36,000円が違約料となる。

- ③ バス会社の都合により運送契約を解除し、又は配車車両数の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、バス会社は契約責任者に対し、①又は②の規定により、違約料を支払います。

* ①～③の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。

2. 配車日時に旅客が乗車しない場合

バス会社は、乗車券の券面に記載した**配車日時に所定の配車をした場合**において、出発時刻から**30分**を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、当該車両について運送契約に係る**運送の全部が終了**したものとみなします。(ただし、天災その他やむを得ない事由による場合を除きます。)

乗客側の都合なので、運賃・料金は請求できます。

3. 異常気象時等における措置

バス会社は、天災その他の事由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機、運行の中止その他の措置を講ずることがあります。

4. 運賃及び料金の精算

- ① バス会社は、**運行行程の変更その他の事由**により運送に係る運賃及び料金に変更を生じたときは、速やかに**精算**するものとし、その結果に基づいて、運賃及び料金の**追徴又は払戻し**の措置を講じます。
② バス会社は、**自動車の故障**その他バス会社の責に帰すべき事由により、自動車の**運行を中止**したときは、次の区分により、運賃及び料金の**払戻し**をします。

- (1) 目的地の一部にも到達しなかった場合 → すでに収受した運賃及び料金の**全額**
(2) 上記以外の場合 → 運行を**中止した区間**に係る**運賃及び料金の額**

行程)

出発地 → 熱海 → 伊豆高原 → 下田 → 修善寺 → 帰着地

- a. 「出発地→熱海」間で故障したときは、全額払い戻し
- b. 「伊豆高原→下田」間で故障したときは、「伊豆高原→下田→修善寺→帰着地」の運賃・料金を払い戻し。

- ③ 上記②の場合、バス会社はその負担において前途の運送の継続又はこれに代わる相当の手段を提供した場合において、**旅客がこれを利用したときには、②の規定は適用しません。**

バス会社が、他のバス会社に依頼した場合などです。

[Check Test No.3]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。
- (1) バス会社は、契約責任者が配車日の10日前に自己の都合により運送契約を解除するときは、所定の運賃及び料金の20%に相当する額を違約料として申し受ける。()
 - (2) バス会社は、契約責任者が配車日の5日前に自己の都合により運送契約を解除するときは、所定の運賃及び料金の30%に相当する額を違約料として申し受ける。()
 - (3) バス会社は、契約責任者が配車時刻の3時間前に自己の都合により運送契約を解除するときは、所定の運賃及び料金の50%に相当する額を違約料として申し受ける。()
 - (4) バス会社は、契約責任者が配車日の14日前に自己の都合により、契約台数を8台から7台に変更するときは、違約料を申し受ける。()
 - (5) バス会社は、配車日時に所定の配車をした場合、出発時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときは、運送の全部が終了したものとみなすことができる。()
 - (6) バス会社は、自動車の故障で自動車の運航を中止したとき、目的地の一部にも到達しなかった場合は、すでに収受した運賃及び料金の全額を払い戻す。()

No.4 : 貸切バス約款④ (責任及びバス会社と旅行業者の関係まで)

1. 責任

a. バス会社の旅客に対する責任

① バス会社は、自動車の運行によって、**旅客の生命又は身体を害した**ときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。

ただし、バス会社及び係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、旅客又はバス会社の係員以外の**第三者に故意又は過失のあったこと**並びに自動車の構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。 **バス会社に故意または過失があるときに損害を賠償する責任があります。**

② 前記①の場合に、バス会社の旅客に対する責任は、その損害が**車内において、又は旅客の乗降中に生じた**場合に限ります。 **責任を負う範囲が限定されています。**

③ バス会社は、①及び②の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、バス会社及び係員が運送に関し**注意を怠らなかつたこと**を証明したときは、この限りではありません。

④ バス会社は、**天災その他**バス会社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する**責に任じません。**

b. 旅客の責任

バス会社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

2. 旅行会社が契約を申し込む場合

a. 旅行業者と旅客等の関係の明示

バス会社は、**旅行業者から**旅客の運送の申込みがあった場合には、旅行業者と旅客又は契約責任者の関係を次の区分により明確にするように求めます。

・企画旅行 ・手配旅行

b. 企画旅行の場合

バス会社は、旅行業者が**企画旅行の実施**のため、旅客の運送を申し込む場合には、**旅行業者**を契約責任者として運送契約を結びます。

c. 手配旅行の場合

バス会社は、旅行業者が**手配旅行の実施**のため、旅客の運送を申し込む場合には、**旅行業者に**手配旅行の実施を**依頼した者**と運送契約を結びます。この場合において、当該旅行業者が手配旅行の実施を依頼した者の代理人となるときは、代理人であることの立証を求めることがあります。

〈企画旅行の場合〉

バス会社 ⇄ **旅行会社** (契約相手)

〈手配旅行の場合〉

バス会社 ⇄ 旅行会社 ← **依頼者** (契約相手)
(代理人)

[Check Test No.4]

1. 次の記述が正しければ○を、誤っていれば×を付けなさい。

- (1) バス会社は、自動車の運行によって旅客の生命または身体を害したときは損害を賠償するが、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限られる。()
- (2) バス会社は、旅行業者が企画旅行の実施のため、旅客の運送を申し込む場合は、旅行業者を契約責任者として契約を締結する。()
- (3) バス会社は、旅行業者が手配旅行の実施のため、旅客の運送を申し込む場合は、旅行業者に手配旅行の実施を依頼した者と契約を締結する。()

Check Test 解答・解説

No.1

- (1) ○：その通りです。
- (2) ×：契約責任者は所定の運賃及び料金の **20% 以上**の額を支払わなければなりません。
- (3) ○：その通りです。(2) の通り、運賃及び料金の **20% 以上**が支払われると乗車券が発行されます。
- (4) ○：その通りです。
- (5) ○：その通りです。
- (6) ○：その通りです。

No.2

- (1) ×：バス会社が収受する運賃及び料金は、**乗車時**において、地方運輸局長に届け出て実施しているものです。
- (2) ○：その通りです。
- (3) ○：その通りです。
- (4) ×：有料道路利用料などは運賃及び料金には含まれず、これらを利用したときは契約責任者の負担になります。

No.3

- (1) ○：その通りです。配車日の **14 日前～8日前**の解除の場合の違約料は所定の運賃及び料金の **20%**です。
- (2) ○：その通りです。配車日の **7日前～24 時間前**の解除の場合の違約料は所定の運賃及び料金の **30%**です。
- (3) ○：その通りです。配車時刻の **24 時間前以降**の解除の場合の違約料は所定の運賃及び料金の **50%**です。
- (4) ×：バスの台数の減少の場合は、**20%以上**が減少された場合です。8台→7台の変更はこれにあたりません。
- (5) ○：その通りです。
- (6) ○：その通りです。

No.4

- (1) ○：その通りです。なお、第三者の故意があった場合などは損害を賠償しません。
- (2) ○：その通りです。
- (3) ○：その通りです。